

第1 調査の概要

1 議員アンケート

- ・調査実施期間 : 令和5年5月10日～5月31日¹
- ・調査方法 : エクセル形式の調査票をメール添付にて配付
- ・調査対象議員数 : 参議院議員 248名 (男性 182名、女性 66名)
- ・有効回答数 : 215名 (回答率 86.7%)

2 会派アンケート

- ・調査実施期間 : 令和5年5月10日～5月31日
- ・調査方法 : エクセル形式の調査票をメール添付にて配付
- ・調査対象 : 参議院の各会派 (自由民主党、立憲民主・社民、公明党、日本維新の会、国民民主党・新緑風会、日本共産党、れいわ新選組、沖縄の風、政治家女子 48党)
- ・有効回答数 : 9会派 (回答率 100%)

3 アンケート調査の実施に至る背景・経緯

列国議会同盟 (IPU) は、主権国家等の議会の代表を結集する国際機関として、平和と諸国民間の協力及び代議制諸制度の確立のために行動することを目的として活動し、年2回の定例会議を開催している。

平成24(2012)年10月、カナダで開催された第127回IPU会議において、「ジェンダーに配慮した議会のための行動計画」が全会一致で採択された (日本国会議員団も参加)。同計画は、議会におけるジェンダー配慮のための改革の着手と実施を掲げ、IPUが作成した自己評価ツールキット (※) を活用した評価の実施を提唱している。

こうした中、我が国においては、超党派議員による「政治分野における女性の参画と活躍を推進する議員連盟」が平成27(2015)年2月に発足するとともに、平成30(2018)年5月には、議員立法により、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が成立した (平成30年法律第28号) (令和3(2021)年6月一部改正)。

国は、同法第6条に基づき、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、「実態の調査並びに情報の収集、整理、分析及び提供」を行うものとされている。平成31(2019)年3月には、有識者による「諸外国における政治分野への女性の参画に関する調査研究」の報告書が、内閣府から公

¹ なお、令和5年6月1日提出分まで受付を行った。

表された。同報告書では、「ジェンダー視点に立って議会規則・慣行を総点検するためには、イギリス議会にならい I P U 監査を実施することを検討すべき」との意見が総括として示されている。

衆議院においては、上記の超党派議員連盟から議長への申入れを受け、令和 4（2022）年 3 月の議院運営委員会理事会において、I P U の自己評価ツールキットを活用したアンケート実施について合意し、同年 6 月にその結果の報告が取りまとめられた。

参議院においては、同超党派議員連盟の参議院有志から議長・副議長に対し、衆議院と同様にアンケートを実施することが要請され、令和 5（2023）年 4 月 19 日の議院運営委員会理事会において、その実施が合意された。その後、同年 5 月 10 日の同理事会において、実施要領等が決定され、同日、全参議院議員、全会派（自由民主党、立憲民主・社民、公明党、日本維新の会、国民民主党・新緑風会、日本共産党、れいわ新選組、沖縄の風、政治家女子 48 党）にエクセル形式の調査票がメール送付された。

（※） I P U 「自己評価ツールキット」

- ・平成 28（2016）年、I P U 事務局において「自己評価ツールキット」を作成、オンライン上に公開。各国議会は、「自己評価ツールキット」を参考とし、主体的に議会のジェンダー配慮の自己評価を行い、具体的な提言へと繋げることが期待されている。
- ・平成 28（2016）年のツールキット公開以来、これまでに 8 か国（英国、コロンビア、ジョージア、ケニア、ナミビア、セルビア、シエラレオネ、タンザニア）が「自己評価ツールキット」を利用し自己評価を行っていることを確認している。
- ・上記 8 か国のうち、コロンビアとジョージアは、自己評価の一環として、議員に対するアンケート調査を実施した。

4 アンケートに使用されているジェンダーに関する用語の説明等（主なもの）

用 語	解 説
ジェンダー	<p>「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。</p>
固定的な性別役割分担意識	<p>男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。</p>
クォータ制（割当制）	<p>積極的改善措置（ポジティブ・アクション（※1））の手法の一つであり、人種や性別などを基準に一定の人数や比率を割り当てる制度のこと。</p>
ジェンダー主流化	<p>あらゆる分野でのジェンダー平等を達成するため、全ての政策、施策及び事業について、ジェンダーの視点を取り込むこと。</p> <p>IPU ジェンダー自己評価の質問項目における記載 「あらゆる分野において、女性と男性にどのような影響があり、どうしたら女性と男性が平等に恩恵を受けられるかを考えて、全ての政策・施策・事業を企画・実施していくこと。」</p>

ジェンダー予算	政策策定、予算編成、執行、決算、評価など予算の全過程に男女共同参画の視点を反映し、男女共同参画を促進するようにしていくこと。男女共同参画社会の形成に影響を与え得る全ての施策が対象となり得る。「ジェンダー予算」に定まった手法は確立されておらず、各国で多様な取組が行われている。
ジェンダーに配慮した議会 (※2)	その組織構造、運営、方式、業務において男女双方のニーズと利益にかなう議会。ジェンダーに配慮した議会は、女性の完全参加を妨げる障壁を取り除き、社会全般の手本となる事例又は模範を示す。
ジェンダーに配慮した予算 編成(※2)	経済政策の策定におけるジェンダー主流化を図り、予算編成プロセス全体の変革をもたらそうとするもの。ジェンダーに配慮した予算編成とは、単に女性関連支出の計上のみを指す言葉ではなく、予算配分とその執行が確実に男女双方のニーズに応えるものとなるよう、安全保障、健康、教育、公共事業等を含む予算全体をジェンダーという視点から分析することを意味する。

(※1) のポジティブ・アクションとは、一般的には、社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のこととされている(内閣府男女共同参画局ウェブサイト)。

(※2) の用語は、「国連開発計画(UNDP)の Quick Entry Points to Women's Empowerment and Gender Equality in Democratic Governance Clusters(ニューヨーク、2007年)及びIPUの Equality in Politics: A Survey of Women and Men in Parliaments(ジュネーブ、2008年)で引用されている国連ジェンダー問題担当事務総長特別顧問事務所(UN/OSAGI)、国連開発計画(UNDP)、国連教育科学文化機関(UNESCO)の定義」によるものである。

(出所) 第5次男女共同参画基本計画、「Plan of Action for Gender-sensitive Parliaments」
(IPU(列国議会同盟)、2012年/日本語版=参議院事務局国際部国際会議課)